

昭和五十七年国家公安委員会規則第一号

犯罪手口資料取扱規則

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条の規定に基づき、犯罪手口資料取扱規則（昭和三十一年国家公安委員会規則第一号）の全部を改正する規則を次のように定める。

（目的）

第一条 この規則は、犯罪手口に関する資料を組織的に収集し、管理し、及び運用するために必要な事項を定め、もつて犯罪捜査に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 警察署長等 警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の課長若しくは隊長又は警察署長をいう。

二 手口主管課長 警視庁、道府県警察本部又は方面本部の手口業務を主管する課長をいう。

（手口記録の作成）

第三条 警察署長等は、所属の警察官が次の各号のいずれかに該当する犯罪の被疑者を検挙し、若しくはその引渡しを受けたとき又は次項の規定による依頼を受けたときは、警察庁長官（以下「長官」という。）の定めるところにより、手口記録を作成しなければならない。ただし、当該被疑者について再犯のおそれがないと認めたるとき又は当該犯罪の手口が手口記録を作成する必要がないものとして長官の定める犯罪手口記録を作成しなければならない。ただし、手口記録を作成しなければならない。

一 殺人 二 強盗 三 放火 四 誘拐 五 恐喝 六 窃盗 七 詐欺 八 性的犯罪

二 関東管区警察局サイバー特別捜査隊長は、所属の警察官が前項各号のいずれかに該当する犯罪の被疑者を検挙し、又はその引渡しを受けたときは、関係都道府県警察の警察署長等に対し、手口記録の作成を依頼しなければならない。（手口記録の送信等）

第四条 警察署長等は、前条第一項の規定により手口記録を作成したときは、速やかに、当該被害記録を作成したときは、速やかに、当該被害記録を作成する必要がないものとして長官が定める犯罪手口に該当するときは、この限りでない。

（手口記録の作成）

第五条 警察署長等は、第三条第一項各号に掲げる犯罪を認知したとき又は次項の規定による依頼を受けたときは、長官の定めるところにより、被害記録を作成しなければならない。ただし、当該犯罪の被疑者が直ちに検挙されたとき、当該犯罪の被疑者が判明しているとき、又は当該犯罪の手口が被害記録を作成する必要がないものとして長官の定める犯罪手口に該当するときは、この限りでない。

第六条 警察署長等は、前条第一項各号に掲げる犯罪を認知したときは、被害記録を作成したときは、速やかに、当該被害記録を作成する必要がないものとして長官が定める犯罪手口に該当するときは、速やかに、当該被害記録を作成しなければならない。

第七条 手口主管課長等（警察庁捜査支援分析管理官、管区警察局広域調整部（東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局にあつては、総務監察・広域調整部）の広域調整第一課長又は手口主管課長をいう。以下この条において同じ。）は、通報又は照会の必要があ

ると認めるとときは、刑事日報を作成し、速やかに当該刑事日報を他の手口主管課長等に送付しなければならない。

第八条 関東管区警察局サイバー特別捜査隊長及び警察署長等は、被疑者の特定その他犯罪捜査のため必要があるときは、警察庁捜査支援分析管理官に対し、電子情報処理組織を使用して手口記録に関する事項について照会することができる。（被害記録照会）

第九条 関東管区警察局サイバー特別捜査隊長及び警察署長等は、余罪の発見その他犯罪捜査のため必要があるときは、警察庁捜査支援分析管理官に対し、電子情報処理組織を使用して被害記録に関する事項について照会することができる。（重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め）

第十条 関東管区警察局サイバー特別捜査隊長は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における犯罪手口に関する資料の収集、管理及び運用に関する事項について照会するとの認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に協力を求めることができる。（規則の実施に関する細目）

第十一条 この規則に特別の定めがあるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、長官が定める。

（施行期日）

附 則

1 この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。（経過措置）

2 この規則の施行前に改正前の犯罪手口資料取扱規則（次項において「旧規則」という。）に基づき作成された犯罪手口原紙、被害通報票及び刑事日報は、それぞれ、この規則に基づき作成された原紙、通報票及び刑事日報とみなす。

3 この規則の施行の際、旧規則の規定に基づく処理が完了していない犯罪手口原紙、被害通報票及び刑事日報の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成三年二月四日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

会 員 会 規 則 第二号

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 この規則による改正後の犯罪手口資料取扱規則（以下「新規則」という。）第四条及び第十条の規定は、当分の間、長官がそれぞれの規定ごとに指定する都道府県警察以外の都道府県警察については、適用しない。

3 前項の規定により、新規則第四条の規定の適用がない都道府県警察については改正前の犯罪手口資料取扱規則（以下「旧規則」という。）第四条の規定、新規則第十条の規定がないう都道府県警察については旧規則第十条（第一項第六号から第八号までを除く。次項において同じ。）の規定は、なお効力を有する。前項の規定により旧規則第十条の規定がないう都道府県警察については改正前の新規則第十条の規定の適用がない都道府県警察についての新規則第十二条の規定の適用については、同条中「前条第一項の規定」とあるのは「前条第一項の規定又は附則第三項の規定によりなお効力を有するとされる場合における新規則第十条の規定の適用がない都道府県警察についての新規則第十二条の規定の適用については、同条中「前条第一項の規定」とあるのは「前条第一項の規定又は附則第三項の規定によりなお効力を有するとされる旧規則第十条第一項の規定」と「刑事日報」とあるのは「刑事日報又は原紙記載事項及び附則第五項に規定する原紙」とする。

4 前項の規定により旧規則第十条の規定がないう都道府県警察については、なお効力を有する。前項の規定により旧規則第十条の規定がないう都道府県警察については、なお効力を有する。前項の規定により旧規則第十条の規定がないう都道府県警察については、なお効力を有する。

5 旧規則第四条第二項（附則第三項の規定によりなお効力を有するとされる場合を含む。）の規定により警察庁捜査第一課長に送付された原紙の処理及び保管については、なお従前の例による。

6 当分の間、新規則第十条の規定にかかる場合は、警察署長等が同条の規定による照会をした場合には、警察庁捜査第一課長は、同条の規定により原紙記載事項を送信するほか、当該照会に係る事項について、前項の規定により保管する原紙について調査し、手口主管課長を経由し

	て、速やかにその結果を当該警察署長等に通知するものとする。
附 則 (平成四年一二月一六日国家公安委員会規則第二三号)	（施行期日） この規則は、平成五年三月二十二日から施行する。
	（経過措置） この規則による改正後の犯罪手口資料取扱規則第七条第一項の規定は、当分の間、長官が指定する犯罪手口に係る通報票以外の通報票については、適用しない。
	前項の規定により改正後の犯罪手口資料取扱規則第七条第一項の規定の適用がない通報票については、改正前の犯罪手口資料取扱規則第七条第一項及び第十二条の規定は、なお効力を有する。
附 則 (平成一三年三月三〇日国家公安委員会規則第八号)	（施行期日） この規則は、平成十三年四月一日から施行する。
附 則 (平成一五年一〇月三一日国家公安委員会規則第一七号)	（施行期日） この規則は、平成十六年三月六日から施行する。
（経過措置） 改正前の犯罪手口資料取扱規則（以下「旧規則」という。）第四条の規定による犯罪手口原紙の保管、第七条第一項の規定による被害通報票の保管及び第十条第一項の規定による刑事日报の保管については、なお従前の例による。	1 この規則は、平成十六年三月六日から施行する。 2 改正前の犯罪手口資料取扱規則（以下「旧規則」という。）第四条の規定による犯罪手口原紙の保管、第七条第一項の規定による被害通報票の保管及び第十条第一項の規定による刑事日报の保管については、平成十六年三月六日から施行する。
附 則 (平成一八年三月三〇日国家公安委員会規則第九号)	（施行期日） この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一七年四月一日国家公安委員会規則第一二号)	（施行期日） この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年四月一日国家公安委員会規則第五号) 抄	（施行期日） この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二六年三月三一日国家公安委員会規則第三号)	（施行期日） この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
附 則 (平成二二年三月三一日国家公安委員会規則第八号)	（施行期日） この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成二二年三月三一日国家公安委員会規則第三号)	（施行期日） この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成一九年四月一日国家公安委員会規則第五号) 抄	（施行期日） この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二六年三月三一日国家公安委員会規則第五号) 抄	（施行期日） この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
附 則 (平成二二年三月三一日国家公安委員会規則第八号)	（施行期日） この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成二二年三月三一日国家公安委員会規則第三号)	（施行期日） この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成二二年三月三一日国家公安委員会規則第五号) 抄	（施行期日） この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二二年三月三一日国家公安委員会規則第三号)	（施行期日） この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日国家公安委員会規則第五号) 抄	（施行期日） この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二二年三月三一日国家公安委員会規則第三号)	（施行期日） この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成二二年三月三一日国家公安委員会規則第五号) 抄	（施行期日） この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二二年三月三一日国家公安委員会規則第三号)	（施行期日） この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。